

○ 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第二号）

改 正 案

現 行

（自己資本の額）

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 （略）

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第百二十

五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセツトの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第四号イにおいて同じ。）の額及び相互援助積立金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十二条第二項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。第九条第四項から第六項まで、同号イ及び第十八条第四項から第六項までにおいて同じ。）の額の合計額（当該合計額が第二条の算式における信用リスク・アセツトの額の合計額（内部格付手法採用組合にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額と五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）に一・二

（自己資本の額）

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 （略）

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第百二十

五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセツトの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。）の額及び相互援助積立金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十二条第二項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。第九条第四項から第六項まで、第十二条第一項第三号イ及び第十八条第四項から第六項までにおいて同じ。）の額の合計額（当該合計額が第二条の算式における信用リスク・アセツトの額の合計額（内部格付手法採用組合にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

口 (略)
2 (5) (略)

(自己資本の額)

第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）、繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）を除く。）

三・四 (略)

2 第十条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ・ホ (略)

ヘ 退職給付に係る資産の額

二・六 (略)

3 (5) (略)

口 (略)
2 (5) (略)

(自己資本の額)

第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

2 第十条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ・ホ (略)

ヘ 前払年金費用の額

二・六 (略)

3 (5) (略)

(調整後少數株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少數株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第一百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少數株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（信用事業命令第十条第二項に規定する親法人等をいう。第一百六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少數株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少數株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 （略）

2
10

11 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前

(調整後少數株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少數株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第一百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少數株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（信用事業命令第十条第二項に規定する親法人等をいう。第一百六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少數株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少數株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一・二 （略）

2
10

11 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前

項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に計上される項目に係るもののが含まれないものとした場合の額とする。

12
(略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一～四 (略)

五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第十二条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

六・七 (略)
3 (略)

項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るもののが含まれないものとした場合の額とする。

12
(略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一～四 (略)

五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十二条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

六・七 (略)
3 (略)

○ 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第三号）

改 正 案

現 行

（自己資本の額）

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 （略）

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第百二十

五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセツトの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第四号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセツトの額の合計額（内部格付手法採用組合にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ （略）
2～5 （略）

（自己資本の額）

第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、

（自己資本の額）

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 （略）

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第百二十

五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセツトの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセツトの額の合計額（内部格付手法採用組合にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ （略）
2～5 （略）

（自己資本の額）

第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、

次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 評価・換算差額等 (その他有価証券評価差額金 (連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。)、繰延ヘッジ損益 (連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。) 及び土地再評価差額金 (連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。) を除く。)

三・四 (略)

2 第十条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一次に掲げる額の合計額

イヽホ (略)

ヘ 退職給付に係る資産の額

二・六 (略)

3・5 (略)

(調整後少數株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第三号に掲げるコア資本に係る調整後少數株主持分の額は、特定連結子法人等 (連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれ

次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)
(新設)

二 評価・換算差額等 (その他有価証券評価差額金 (連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。)、繰延ヘッジ損益 (連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。) 及び土地再評価差額金 (連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。) を除く。)

三・四 (略)

2 第十条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一次に掲げる額の合計額

イヽホ (略)

ヘ 前払年金費用の額

二・六 (略)

3・5 (略)

(調整後少數株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少數株主持分の額は、特定連結子法人等 (連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれ

と類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第一百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少數株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第九条第一項に規定する親法人等をいう。第一百六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少數株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少數株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に計上される項目に係るもののが含まれないものとした場合の額とする。

と類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第九条第二項に規定する親法人等をいう。第一百六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

と類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第九条第二項に規定する親法人等をいう。第一百六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

11 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

と類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第一百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第九条第二項に規定する親法人等をいう。第一百六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

12

(略)

(信用リスク・アセツトの額の合計額)

第十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセツトの額を算出することを要しない。

一～四 (略)

五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第十二条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

六・七 (略)

3 (略)

12

(略)

(信用リスク・アセツトの額の合計額)

第十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセツトの額を算出することを要しない。

一～四 (略)

五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十二条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

六・七 (略)

3 (略)